エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する、利用規則に同意すること。
オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
　この場合、⑴へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済のもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－ＲＯＭ１枚（未使用のもの）、及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。
　なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切保障しない。
※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、装備施設本部のホームページより入手可能である。
（http://www.epco.mod.go.jp/dfaa/oshirase.html）
カ　注意事項
㋐　入札説明書などを入手せずに入札へ参加した場合、指名停止などの措置を講ずる場合がある。
㋑　オによる交付を希望する場合、事前に送付先へ連絡を行うこと。
㋒　貸与した資料（ＣＤ－ＲＯＭを除く）がある場合は、申込者の実費負担により返却するものとする。
⑶　申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成23年12月28日から平成24年１月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は正午までとする。紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。
イ　提出場所　紙入札方式による場合は、⑴に同じ。
ウ　提出方法
①　電子入札システムによる場合は次による。
Ⅰ　申請書及び技術資料が３ＭＢを超えない場合。
　電子入札システムと紙の両方により提出すること。紙の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）すること。
Ⅱ　申請書及び技術資料が３ＭＢを超える場合。
　必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類として送信すること。
・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日
②　紙入札方式による場合は、持参又は郵送等すること。
⑷　競争参加資格の結果は、電子入札システムにより、平成24年２月１日に通知する。
⑸　入札書、工事費内訳明細書の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　電子入札システムによる入札の場合は、平成24年２月16日から同年２月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は午前９時から午後３時までとする。紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午前９時から午後３時までとする。
イ　提出場所　紙による入札の場合は、⑴に同じ。
ウ　提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参することとし郵送等による提出は認めない。
　工事費内訳明細書は、電子入札システムによる場合は⑶ウ①に同じで「申請書及び技術資料」を「工事費内訳明細書」に読み替えること。ただし、紙入札方式による場合は、持参することとし、郵送等による提出は認めない。
⑹　開札の日時及び場所
ア　開札日時　平成24年３月２日13時30分
イ　開札場所　東北防衛局５階電子入札室
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金　納付。（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店）。
　ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行青葉通代理店）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。
⑶　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成24年２月２日から同年２月20日正午までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　提出場所　上記４⑴に同じ
ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等（提出期間内必着。）することにより行うものとする。
⑷　契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
⑻　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑼　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　施工体制確認のため、ヒアリングを行う。
⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設共同企業体の構成員となり又は単体として申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　上記１⑷、⑸記載の工事内容及び工期については、交付されている特記仕様書を優先する。
⒆　詳細は、入札説明書による。